

# 裁判員制度の発足と刑事裁判の危機

馬 場 昭 夫

## 目 次

### はじめに

- 一 日本国憲法における裁判についての規定
- 二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、刑事訴訟法の規定
- 三 裁判員法及び刑事訴訟法改正についての疑問

### はじめに

平成16年(2004年)5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、同年5月28日に公布され、平成19年(2007年)4月1日から施行される。重大事件についてのえん罪(冤罪)の多発を受けて国民の司法への参加の要望が高まり、昭和3年(1928年)から重大刑事事件について陪審制度が実施されたが、昭和18年(1943年)に戦争の影響で停止され、現在に至った。陪審の復活を望む声は多かったが、昭和22年(1947年)施行の現在の「日本国憲法」のもとでどのように位置づけるかの議論が結論を得ないままに時間が経過した。新憲法においては、民主主義の徹底が図られ、国会は衆議院、参議院共に国民の投票によって議員を選ぶこととなり、裁判所については、最高裁判所の裁判官の国民審査が行なわれることとなった。しかし、第二次世界大戦後、日本の社会で変わらなかったものは大学と裁判所であるといわれた。大学についてはその封建的な体質が昭和40年代における大学紛争において問題とされ、次第に大きく変容してきた。裁判所については、刑事裁判における死刑判決についてのえん罪がいくつか再審で認められるに至って刑事裁判についての国民の不審が増大し、何らかの形による裁判所(司法)についての改革の要望が高まった。弁護士会を中心に陪審制実現への要望が高まり、また裁判所、裁判官の中においても意識の変化があり、社会からかく離された生活を送る職業裁判官だけに

る裁判についての自信の低下がみられ、刑事裁判への国民の参加の要望が裁判官の中にも見られるようになった。一般に裁判への参加というと陪審と言われるが、陪審は主として英米法系で行われている、犯罪事実の認定だけを一般国民の陪審員だけで行う制度を指す。この他参審といわれる制度は、主に大陸法系で行われており、一般国民の参審員が裁判官と共に裁判を行う。

今回日本で実現した裁判員制度は、参審制を選択した上で、日本独自に考案されたものである。

ところで、このような経過で発足した裁判員制度は、はたして、よりよき刑事裁判を実現する制度といえるであろうか。以下検討してみたい。

## 一 日本国憲法における裁判についての規定

日本国憲法は大日本帝国憲法及び第二次世界大戦以前の反省の上に立って人権規定を充実徹底し、司法制度の大巾な改正を行った。日本国憲法の第三章国民の権利及び義務において31条から40条において詳細に裁判、主として刑事裁判について規定している。憲法は全条で103条であり（実質的には95条）、実に1割強が裁判、刑事裁判の規定である。この憲法にもとづいて、刑事訴訟法が全面改正された。（昭和23年（1948年）7月10日公布、昭和24年（1949年）1月1日施行）

昭和30年代頃までは、憲法学者、刑事訴訟法学者双方共に刑事訴訟法、憲法に関心を持ち刑事訴訟法を含めた憲法論、憲法を見ずえた刑事訴訟法論を展開してきたが、近時、原因はよく分からないが、ほとんどそのような考察が途絶えている。近代国家、近代憲法の根幹はえん罪を生まない、人権の保障された体制を旨とすることである。これはジャン・カラー事件の反省からフランス大革命の刑事裁判についての原則が生まれ、また日本においても明治時代の大逆事件等についての反省から現在の憲法の諸規定が生まれたことにおいて明らかである。

裁判員制度について検討する前に、日本国憲法における規定を確認しておく。

### 日本国憲法 第三章 国民の権利及び義務

#### 第三一条（法定の手続の保障）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 第三二条（裁判を受ける権利）

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

### 第三三条（逮捕の要件）

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲<sup>1</sup>が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

### 第三四条（抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障）

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

### 第三五条（住居の不可侵）

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。  
搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 第三六条（拷問及び残虐刑の禁止）

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

### 第三七条（刑事被告人の権利）

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。  
刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。  
刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる。  
被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

### 第三八条（自己に不利益な供述、自白の証拠能力）

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。  
強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。  
何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又

は刑罰を科せられない。

#### 第三九条（遡及処罰の禁止・一事不再理）

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

#### 第四〇条（刑事補償）

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

さらに司法についての規定を確認しておく。

### 第六章 司法

#### 第七六条（司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立）

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

#### 第七七条（最高裁判所の規則制定権）

最高裁判所は、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に一任することができる。

#### 第七八条（裁判官の身分の保障）

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七九条（最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬）

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に関する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

第八〇条（下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬）

下級裁判所の裁判官は最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八一条（法令審査権と最高裁判所）

最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八二条（裁判の公開）

裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

## 第一章 天皇

第六条（天皇の任命権）

天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

## 第四章 国会

### 第六四条（弾劾裁判所）

国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

## 二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、刑事訴訟法の規定

両法律の焦点となる規定を見てみる。<sup>(2)</sup>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は以下において裁判員法とする。

### 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

#### 第一章 総則

##### 第一条（趣旨）

この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

##### 第二条（対象事件及び合議体の構成）

地方裁判所は、次に掲げる事件については、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- 二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件<sup>(3)</sup>であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）

前項の合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とする。

第一項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件（以下「対象事件」という。）のうち、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。

裁判所は、前項の決定をするには、公判前整理手続において、検察官、被告人及び

弁護人に異議のないことを確認しなければならない。

### 第三条（対象事件からの除外）

地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはそれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該前条第一項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできない。

### 第六条（裁判官及び裁判員の権限）

第二条第一項の合議体で事件を取り扱う場合において、刑の言渡しの判決、刑の免除の判決若しくは無罪の判決又は少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断のうち次に掲げるもの（以下「裁判員の関与する判断」という。）は、第二条第一項の合議体の構成員である裁判官（以下「構成裁判官」という。）及び裁判員の合議による。

- 一 事実の認定
- 二 法令の適用
- 三 刑の量定

前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。

- 一 法令の解釈に係る判断
- 二 訴訟手続に関する判断（少年法第五十五条の決定を除く。）
- 三 その他裁判員の関与する判断以外の判断

裁判員の関与する判断をするための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行う。

## 第二章 裁判員

### 第一節 総則

#### 第八条（裁判員の職権行使の独立）

裁判員は、独立してその職権を行う。

#### 第九条（裁判員の義務）

裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。

裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

裁判員は、裁判の公平さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

裁判員は、その品位を害するような行為をしてはならない。

#### 第一〇条（補充裁判員）

裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。

補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理に立ち会い、第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合に、あらかじめ定める順序に従い、これに代わって、裁判員に選任される。

補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。

前条の規定は、補充裁判員について準用する。

#### 第一一条（旅費、日当及び宿泊料）

裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

### 第二節 選任

#### 第一三条（裁判員の選任資格）

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

#### 第三七条（選任決定）



裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、第二条第二項に規定する員数（当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数）の裁判員を選任する決定をしなければならない。

### 第三十九条（宣誓等）

裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

## 第三節 解任等

### 第三章 裁判員の参加する裁判の手続

#### 第一節 公判準備及び公判手続

##### 第四十九条（公判前整理手続）

裁判所は、対象事件については、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。

##### 第五十五条（冒頭陳述に当たっての義務）

検察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たっては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない。被告人又は弁護人が同法第三百十六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。

##### 第六十二条（自由心証主義）

裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。

##### 第六十三条（判決の宣告等）

刑の言渡しの判決、刑の免除の判決及び無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。ただし、裁判員が出頭しないことは、当該判決又は決定の宣

告を妨げるものではない。

## 第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例

### 第四章 評議

#### 第六六条（評議）

第二条第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。

裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。

裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断をしめさなければならない。

裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。

裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。

#### 第六七条（評決）

前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

#### 第七〇条（評議の秘密）

構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。

## 第五章 裁判員等の保護のための措置

## 第六章 雑 則

## 第七章 罰 則

### 附則（平成一七・七・一五）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

## 2 刑事訴訟法

### 第一編 総則

### 第二編 第一審

#### 第一章 捜査

#### 第二章 公訴

#### 第三章 公判

##### 第一節 公判準備及び公判手続

##### 第一節の二 争点及び証拠の整理手続

#### 第一款 公判前整理手続

##### 第一目 通則

#### 第三一六条の二（公判前整理手続の決定と方法）

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

#### 第三一六条の三（公判前整理手続の目的）

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができる

よう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

#### 第三一六条の四（必要的弁護）

公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

#### 第三一六条の五（公判前整理手続の内容）

公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 訴因又は罰条を明確にすること。
- 二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。
- 三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。
- 四 証拠調べの請求をさせること。
- 五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 六 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。
- 七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。
- 十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。
- 十一 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

#### 第三一六条の六（公判前整理手続期日の決定と変更）

裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

#### 第三一六条の七（公判前整理手続の出席者）

公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第三一六条の九（被告人の出席）

被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手続期日に出頭することを求めることができる。

裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第三一六条の一〇（被告人の意思確認）

裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認められるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を発し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三一六条の一二（調書の作成）

公判前整理手続期日には、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

公判前整理手続期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、公判前整理手続調書を作成しなければならない。

第二目 争点及び証拠の整理

第三一六条の一三（検察官による証明予定事実の提示と証拠調べ請求）

検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第二百九十九条第一項<sup>4)</sup>の規定は適用しない。

第三一六条の一四（検察官請求証拠の開示）

検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」と

いう。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書(供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものをいう。以下同じ。)のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

#### 第三一六条の一七(被告人・弁護人による主張の明示と証拠調べ請求)

被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段(予断・偏見を生じさせるおそれのある事項の記載の禁止)の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項(当事者の権利の排除)の規定を準用する。

#### 第三一六条の一八(被告人・弁護人請求証拠の開示)

被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が

明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

#### 第三一六条の二四（争点及び証拠の整理結果の確認）

裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

### 第三目 証拠開示に関する裁定

#### 第二款 期日間整理手続

##### 第三一六条の二八（期日間整理手続の決定と進行）

裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

期日間整理手続については、前款（公判前整理手続）（第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。）の規定を準用する。

#### 第三款 公判手続の特例

##### 第三一六条の二九（必要的弁護）

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合には、第二百八十九條第一項<sup>5)</sup>に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

##### 第三一六条の三二（整理手続終了後の証拠調べ請求の制限）

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八條第一項<sup>6)</sup>の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

### 三 裁判員法及び刑事訴訟法改正についての疑問

刑事事件は殺人、窃盗等いわゆる殺し、盗みについての事件がただちに想起されるが、ロッキード事件に代表されるような贈収賄事件、騒乱罪のような大衆行動に係る事件、あるいはわいせつ物頒布罪のように表現の自由との限界が難しい事件等がある。また商法に規定されている特別背任罪も刑事事件となる。医療過誤、交通事犯の業務上過失致死傷罪も刑事事件である。第二次大戦前における治安維持法等と連動した、予審等を含む刑事裁判が多くの人権侵害を生んだ反省から、現在の日本国憲法においては、完全な司法権の独立、最高裁判所裁判官に対する国民審査による国民の監視、徹底した裁判の公開、被疑者、被告人の詳細な権利を規定した。そしてその具体化のために、刑事訴訟法が全面改正された。日本国憲法については、第九条の戦争の放棄、戦力の不保持だけがクローズアップされて議論されるが、司法制度の改革、刑事訴訟法の改正は、それらに勝るとも劣らない重大な変革だったのである。

警察、検察による犯罪の捜査を裁判所のコントロールのもとにおく（令状主義）、捜査における拷問の禁止（証拠能力の否定）、裁判官の予断排除（起訴状一本主義）、被告人の権利の保障（黙秘権、証人審問権）が行われた。最も重要なことは、裁判の公開と裁判官の予断排除である。刑事裁判の目的は犯罪を犯した人に適確に妥当な刑罰を科し、社会の秩序を維持し、犯罪人本人の自覚を促し、更生させることにある。しかし、この刑事裁判を行うにあたって最も難しい問題は、犯罪を行っていない人に、まちがって刑罰を科せるといことが絶対にあってはならないが、いかにしてそのようなまちがいをしないようにするかということである。社会の秩序を維持するためには、一つや二つのまちがい、誤判はしかたがない、えん罪も少しはいたし方ないと考える人もあるかも知れないが、それはまちがいである。身に覚えのないことで刑罰を科せられることほど不幸、悲惨なことはない。その禍痕は長い後生まで残るのである。刑事裁判は必要である。しかし、えん罪は絶対にあってはならない。この二つを両立させる工夫がなされてきたのである。公開の法廷で、独立して判断する、予断を持たない裁判官の前で、無罪の主張も含めて充分に話したいことを話し、証拠にもとづいて有罪、無罪、量刑を判断してもらう、そのような被告人を想定しているのである。そして、この究極の到達した原則が「疑わしくは被告人の利益に」である。

新憲法は昭和二二年五月三日から、新刑事訴訟法は昭和二四年一月一日から施行された。憲法及び刑事訴訟法のたて前は前記の通りであったが、その後、松川事件、メーデー事件、白鳥事件等の難事件が続発し、長期化し、政治にまき込まれる恐れが多くあった。また造



船地獄における法務大臣の指揮権発動は、検察の捜査に対する国民の信頼を大きくそこねた。昭和三五年から始まった大逆事件（幸徳事件）再審請求の棄却（昭和四二年）は裁判所が戦後の変革の中で意識が変わっていないことを印象づけ、国民の間に大きな失望感が広がった。昭和五十年代に入ると免田事件その他四事件で死刑囚の無罪が再審で認められ国民の間に不審が広がった。昭和五一年からのロッキード事件は、贈収賄事件の形をとりながらも政治的抗争の余波の恐れが強く、また囑託尋問調書の容認等刑事手続における従来の被告人の権利を侵害することが行われた。（田中角栄被告は死去に伴い有罪、無罪は決まらなかった。）一方、警察の捜査の段階で国際的にも批判されている代用監獄（警察の留置場を長期にわたって拘置所の代わりに使用）制度は、えん罪の温床と言われながら現在も存続している。又、裁判が長期化することへの批判も高まった。オーム真理教事件等である。

平成十年代に入って司法制度全体に対する改革が検討され、小泉内閣の成立と共に、いわゆる小泉構造改革の一環として司法制度改革が推し進められた。司法制度改革の二本の柱は、法科大学院の創設と裁判員制度の実現である。法科大学院は法化社会に移行していくために大量の優秀な法曹（法律実務化、裁判官、検事、弁護士）を養成し、又、従来批判の強かった司法試験を改革するものであり、平成十八年三月には第一回の卒業生を出す。裁判員制度は前記のごとき戦後の刑事裁判をめぐる動きの中から、何とか刑事裁判におけるえん罪の防止、国民良識の反映を実現したいという弁護士界、学界を中心とする司法への国民参加実現の運動の中から生まれたものである。陪審制を求める動きが中心であったが、日本には参審制が適しているという論が有力となり、さらに日本独自の裁判員制度が工夫された。裁判所においても国民の参加を認める気運になった。

しかし、いよいよ具体化する段階になって複雑な様相を呈することとなった。

平成十五年五月に日本大学で開かれた刑法学会において、裁判員制度の構想の問題点が議論されたが、実現に対して肯定的であった。代用監獄制度を存続したままであること、控訴審では一審の判断をどの程度尊重すべきであるか等について議論された。そして、特に議論されたことは、弁護制度を充実するために、刑事弁護士に国費から補助金を出すにあたって、その管理、配分方法についてであった。国から独立した、被疑者、被告人の人権を絶対擁護する、いわゆる在野の法曹であることを貫くようにするにはどうあるべきかという激論であった。法務省が監督する団体による資金配分の案を弁護士会が受け入れようとしていることに対する危惧が一部学者から表明された。

ところで、裁判が長期化することがあることに対する批判を受けて、平成一五年七月一六日に「裁判の迅速化に関する法律」が公布された。

## 第二条（裁判の迅速化）

裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとする。

裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

次に、いよいよ裁判員制度の実現を具体的に考える段階になってみると、一般国民が裁判員として参加することのできる日数はそれぞれの生活との両立を考えると限られているので、裁判の長期化は避けなければならない、むしろ迅速化が必要とされるのである。具体的には一日又は二日程度で終了することが要請されることになったと思われる。

このような経緯の中で、平成十六年三月に政府提案で国会に提出された「裁判員法案」と「刑事訴訟法改正案」に「公判前整理手続」と「期日間整理手続」が盛り込まれたのである。裁判員制度を熱望する弁護士界、学界その他に押されて、四月に衆議院、五月に参議院で可決され成立して、五月二十八日に公布された。<sup>(7)</sup>しかし、この間において、公判前整理手続を盛り込んだ前記法案の条文は充分に見て検討する余裕がなかったのである。問題点が多々あることに気付いて学者、その他から意見が公表されたのは、成立、公布された後であった。

裁判員法及び改正刑事訴訟法には次のような疑問点がある。

- 1 裁判員法第一条では、裁判員が刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとあるが、単に理解の増進と信頼の向上のために、重大事件（死刑の選択もあり得る）について、有罪、無罪、量刑の決定に国民が直接実権を行使してよいものであろうか。前記の通り、陪審制、参審制、裁判員制度はえん罪をなくすために考えられてきたのである。理解を増進するためならば、まず公開の法廷を傍聴することが必要である。えん罪をなくすためという目標を掲げないことに対して疑問が生じるのである。
- 2 憲法は、その条文において「裁判官」だけを想定している。裁判員は裁判官と異なるとすれば、裁判員が裁判に加わることは憲法に違反しないかどうかという問題が当然生じる。この問題は、新憲法下で陪審制を復活することができるかという形で長く議

論されてきたことにつながる。陪審制は許されるであろうというあいまいな一応の合意がなされていたと思われる。裁判員は憲法にいう裁判官に含まれると解することは、裁判官の用語の使用状況からして無理がある。正面から論ずると憲法改正問題を含むことになるので避けていると思われるが、むしろ憲法改正論議の一つに取り上げて、国民全体で議論してもよいのではないか。

- 3 裁判員の参加する刑事裁判（合議体）で取り扱う事件（対象事件）は重大事件である。（裁判員法第二条）具体的には、殺人、傷害致死、強盗致死、強盗致傷、強姦致死、強姦致傷、現住建造物等放火、麻薬特例法違反、通貨偽造、身の代金目的拐取等である。このような重大な事件について、最初から国民の参加を全面的に求めることについては無理があるのではないか。むしろ刑の軽い事件から始めるべきでなかったかとの疑問が生ずるのである。

- 4 裁判員の参加する刑事裁判においては、第一回の公判期日前に、公判前整理手続に付することになった。（裁判員法第四九条）そして、さらに裁判員制度発足以前の一般の第一審の刑事事件においても、裁判所が必要があると認めるときには、第一回の公判期日前に、公判前整理手続に付することができるようになり（刑事訴訟法第三一六条の二）平成一七年十一月一日に施行された。

公判前整理手続については、刑事訴訟法の規定の主要なものについて前記に記した。

<sup>(8)</sup>この手続が必要とされる最大の理由は、公判の長期化、繁雑化を避けようとするにある。迅速化の要請と裁判員の参加日数が限りがあることからの圧力である。

しかし、裁判の公開性、裁判官の予断排除、被告人の権利の尊重等が充分になされているか疑問である。刑事裁判の目的は適正に刑を科することにある。疑いがあるまゝに決着することは許されないのであって、やむを得ず長期化することも否定できない。裁判員制度を実施するがゆえに長期化はゆるされず、迅速化の為に重大な原則を危険にさらして公判前整理手続を強行し、結果としてえん罪を生むことになるならば、何のために裁判員制度を行うのかわからないのである。

- 5 二十歳以上の男女に、突然に平等にくじびきで、死刑の可能性のある重大事件について事実認定（有罪、無罪の決定）、量刑の両方について職業裁判官と同等の権限で裁判にあたれということは、現在の日本人の刑法についての理解の状態においては無理があると思われる。急速に理解を深める取り組みがなされると思われるが、国民の間に多くただよう消極的な気運は、法教育、裁判の訓練等段階を踏んだ取り組みがなされてこなかった結果であると思われる。何よりも、中学、高校の教育の中で、あるいは公民館等の社会教育の中で準備をした上で実施すべきであると思われる。

裁判員制度実施に便乗して公判前整理手続という旧刑事訴訟法（第二次大戦前）下の予審の復活を思わせる制度が導入され実施されつつある。裁判員制度の広報パンフレットその他を検察庁が配布しているということも良識を疑われる行為である。国民の司法への参加と共に刑事裁判の原則が崩壊してゆくようなことがなければ幸いである。

---

## 注

- 1 「司法官憲」は裁判官であるとされる。
- 2 条文の引用について、分かりやすくするために一部省略する。
- 3 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件
- 4 刑事訴訟法第二九九条第一項 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。
- 5 刑事訴訟法第二百八十九条第一項 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。
- 6 刑事訴訟法第二百九十八条第一項 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。
- 7 池田修、『解説裁判員法』、弘文堂、2005
- 8 鯉越滄弘、「裁判員制度と公判前整理手続」(『法律時報』2005年 77巻4号(4月号)所収)参照